

名古屋市告示第195号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同上第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 委託する事務

公営住宅の家賃等の収納に関する業務

2 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名古屋市住宅供給公社

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

公営住宅の家賃等に関する収納

住宅使用料に関する還付

4 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 8年 4月 1日

5 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 8年 4月 1日

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課